(d) 第九・六条（サービスの貿易―現地における拠点）
(e) 第十四・八条（投資―経営幹部及び取締役会）
(f) 第十四・九条（投資―特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a) 日本国は、第十一・四条（金融サービス―国内規制）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくオーストラリアの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第九・一条（サービスの貿易―適用範囲）2(a)の規定により第九章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この編の規定の適用上、

(a) 「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
(b) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

第二節

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	
概要	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
現行の措置	サービスの貿易及び投資 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) オーストラリアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) オーストラリアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
二	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第九・三条） 内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条） 現地における拠点（第九・六条） 経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供又はこれらへの投資、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条
三	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注　当該留保の対象には、当該二国間又は多数国間の協定の枠組みの下においてこの協定の効力発生の日の後に行われた見直し、改正又は自由化の結果として与えられる異なる待遇が、当該見直し、改正又は自由化の結果として新たに与えられるものである限りにおいて、当該異なる待遇を含まない。 2　日本国は、1の注の規定にかかわらず、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）
現行の措置	
四	
分野	全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス）
小分野	
産業分類	